

名誉役員規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本ハンドボール協会（以下「本協会」という）の定款第46条に定める名誉会長、顧問及び名誉役員について、その選任の基準、任期を明確にすることにより、これら本協会に対する功労者を称揚する制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名誉会長)

第2条 定款第46条に定める名誉会長（以下「名誉会長」という）は、下記の基準のいずれも満たす者の中から、理事会で推薦し、評議員会の決議を経て会長が任命する。

- (1) 本協会の会長を5期10年以上務めたことがある者
- (2) 日本ハンドボール界の発展に抜群の貢献があったとして理事会が推挙した者

2 名誉会長の人数は1名とする。

(顧問)

第3条 定款第46条に定める顧問（以下「顧問」という）は、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会の決議を経て会長が任命する。

- (1) 本協会の会長、副会長、または専務理事を5期10年以上務めたことがある者
- (2) 日本ハンドボール界の発展に抜群の貢献があったとして理事会が推挙した者

2 顧問の人数は若干名とする。

(名誉役員)

第4条 定款第46条に定める名誉役員（以下「名誉役員」という）は対外的な呼称を参与とし、下記の基準のいずれかを満たす者の中から理事会の決議を経て会長が任命する。

- (1) 本協会の会長、副会長、または専務理事を3期6年以上務めたことがある者
- (2) 日本ハンドボール界の発展に抜群の貢献があったとして理事会が推挙した者

2 名誉役員的人数は若干名とする。

(任期)

第5条 名誉会長、顧問及び名誉役員任期は5年とし、重任を妨げない。

(本規程施行以前の顧問・参与の取り扱い)

第6条 本規則施行以前に顧問、参与の肩書を使用することを許諾した者については、その者に限り継続して使用することを妨げない。

(罷免)

第7条 名誉会長、顧問又は名誉役員が、本協会の名誉を傷つけるなど、資質を著しく欠くに至ったと見られる場合、名誉会長においては評議員会の、顧問及び名誉役員においては理事会の決議により、これを罷免することができる

2 前項の決議は、評議員会又は理事会において決議に参加できる評議員又は理事の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

附則

本規定は、平成30年6月10日より施行する。